

妊婦支援給付金のご案内

妊婦支援給付金は、流産、死産、人工妊娠中絶をされた方も対象になります。
1回目、2回目いずれも申請ができます。

対象者

下記の要件全てに該当する方

- (1)妊娠されていた方
- (2)申請日時時点で泉佐野市に住民登録のある方
- (3)他市町村で妊婦支援給付金(1回目・2回目)の給付を受けていない方

※本制度では、「医療機関により胎児心拍が確認された」ことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

支給額

1回目：妊婦認定時 5万円

2回目：妊娠していた胎児の数 × 5万円

申請方法・流れ

(1)オンライン(右記二次元コード)または窓口で申請してください。

(必要書類)

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・本人名義の振込口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード等)
- ・診断書(胎児心拍を確認できるもの)または死産届

※妊娠届出後に流産、死産、人工妊娠中絶をされた場合は、診断書を省略できる場合がありますので下記までお問合せ下さい。

(2)申請受付後、1～2か月程度で指定口座に振込みます。

(事前に決定通知書を郵送します)

妊婦支援給付金
(流産・死産・人工妊娠
中絶)申請フォーム



申請期限

1回目：医療機関で胎児心拍が確認された日から 2年間

2回目：出産予定日の8週間前の日(同日前に出産、死産
又は流産した場合はその日)から 2年間

【問合せ先】

泉佐野市こども部こども家庭課(市役所3階)

TEL:072-429-9339(直通)

FAX:072-469-3363

Mail:kodomo@city.izumisano.lg.jp

流死・死産・人工妊娠中絶を経験された方へ

しばらくのあいだ、心身ともにおつらい日々が続くかもしれません。この反応は、「グリーフ(悲嘆)」といって、大切ななにかを失ったときに生じる、自然な反応です。「つらいなあ」と感じたとき、無理してそのお気持ちをひとりで抱え込まず誰かに話すことで、気持ちに変化が生まれるかもしれません。

こども家庭課では、保健師や助産師がお気持ちを聞かせていただくこともできます。

また、下記の情報についてもお知らせいたします。

■ 相談窓口について

おおさか性と健康の相談センターcaran-coron(カランコロナ)
にしいろプレス(個別相談・お話し会)



■ 産後ケア事業

出産後の心身のケア、サポートが必要な方にご利用いただけます。

対象：泉佐野市在住の流産・死産後1年未満の女性

種別：ショートステイ、デイサービス、短時間デイ

■ 産婦健康診査事業

妊娠12週以降の流産・死産等後に、親子健康手帳(母子健康手帳)別冊についている産婦健康診査受診票を利用し、医療機関で産婦健診を受診していただけます。

産婦健診1回につき上限5,000円を2回まで(産後2週間前後と産後1か月前後の健診)

※妊娠届出をされていた方が対象

■ 死産届

妊娠12週以降の流産・死産等した場合は、死産届の届出が必要です。

死産届が出されると、火葬許可証が発行されます。

■ 出産育児一時金

妊娠12週以降の流産・死産等の方が対象となります。

詳しくはご自身が加入している健康保険に確認してください。

■ 産後休暇

妊娠12週以降の流産・死産等後は産後休業を8週間取得することができます。

産後休暇をされている方は勤め先にご相談ください。